

○財務省告示第三百二十二号
政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省
令第六号）第五条第十一项の規定に基づき、平成
二十七年九月二十四日に発行した政府短期証券の
発行条件等を次のとおり告示する。
平成二十七年十月八日

財務大臣臨時代理

国務大臣 山本 早苗

一 名称及び記 国庫短期証券（第五百五十九回）

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三
十四号）第七条第一項、財政融
資資金法（昭和二十六年法律第
百号）第九条第一項並びに特別
会計に関する法律（平成十九年
法律第二十三号）第八十三条第
一項、第九十四条第二項、同条
第四項、第九十五条第一項、第
百三十六条第一項及び第三百十
七条第一項

三 振替法の適 社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法 札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）及び価格
競争入札と同時に行われる入札
であつて、財務大臣が各国債市
場特別参加者ごとに応募限度額

八	七							六							五										
最	口 イ							口 イ							方 募										
低	行	争	非	者	特	国	入	行	争	非	者	特	国	入	行	争	非	者	特	国	入	価	法	入	
額	札	入	札	・	別	債	札	札	入	札	・	別	債	札	札	入	札	・	別	債	札	格	決		
面	発	札	格	第	参	市	発	発	札	格	第	参	市	発	発	札	格	第	参	市	発	競	定		
金	発	競	競	I	加	場	行	行	発	競	I	加	場	行	行	発	競	I	加	場	行	争	の		
千					六	三	八	四	額	千				額	千					額	千				
万					百	千	千	兆	面	万				面	万					面	万				
円					円	八	百	千	額	円				額	円					額	円				
					百	六	百	千	で					で						で					
					十	三	十	九	三	千				四	兆					千					
					億	二	億	五	八	億				七	千					三					
					千	八	億	百	六	十				三	千					十					
					万	七	千	六	億	六				十	六					億					
					千		万		円	六				十	六					億					

を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第I非

格競争入札発行」という。）も申込みのうち応募額を順次割り当てる。各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。

各申込みの総額が四兆七千三十六億六千八百六十三億円

を超え、かつ、各申込みの総額が六千八百六十三億九千五百八十六万円

十六	十五	十四	十三		十二					十	十	九			
払込期日	者入札参加	場所	元金支払額	償還金額	償還期限	争入札発	非格競	者第I	特別参加	国債市場	入札発行	価額競争	発行情況	振替単位	
平成二十七年九月二十四日	財務大臣から通知を受けた者	日本銀行	額面金額百円につき百円	償還金を支払う。	平成二十七年十二月二十一日				毛額	額面金額百円につき百円五厘二	額面金額百円につき百円二厘五	平成二十七年九月二十四日	す。整数倍の金額によるものと	の記載又は記録は、最低額面金	振替法の規定による振替口座簿